

平成 29 年度東京都手話通訳者等養成講習会
手話指導者養成クラス（中途失聴・難聴者向け手話指導）
受講生選考試験・一次試験筆記問題

1 次の文の正しいものは○、間違っているものには×をつけてください。

- (1) 厚生労働省の身体障害者実態調査によると、障害者手帳を所持する聴覚障害者のうち、手話・手話通訳を使ってコミュニケーションする人は、全体の約 30%となっている。
- (2) 手話が普及する以前、就学機会もなく孤立していた聴覚障害者は、家族や身近な人との間だけに通じる「キュードスピーチ」でわずかな意思疎通を図っていた。
- (3) アメリカのワシントン DC にある、聴覚障害者のための総合大学ギャローデット大学では、各国からの留学生を多く受け入れているが、大学内では A S L（アメリカ手話）を主なコミュニケーション手段としている。
- (4) 標準手話の確定や手話の普及活動は、社会福祉法人全国手話研修センター 日本手話研究所が、文部科学省からの委託を受けて取り組んでいる。
- (5) 障害者権利条約では、「言語には、手話その他の形態の非音声言語も含む」と定義され、手話が言語であることに言及している。
- (6) 耳小骨は内耳を構成する器官で、つち・きぬた・あぶみという 3 つの部分から成り立っている。
- (7) 有毛細胞には、内有毛細胞と外有毛細胞の二種類がある。
- (8) 身体障害者福祉法での平均聴力は 500Hz と 1000Hz と 2000Hz の聴力を足し算して 3 で割って算出する。
- (9) 2013 年、世界保健機関（WHO）は聴覚障害者の数を世界人口の約 5.2%と報告している。
- (10) オーディオグラムの縦軸は周波数（Hz）、横軸は音圧（dB）を表す。

2 下記の「四字熟語」「故事成語」の意味を伝えるために言い換えた文章として、適切なものは①②のうちどちらか、番号を記入しなさい。

- (1) 「五里霧中」
 - ①物事の様子や手掛かりがつかめず、方針や見込みが立たないこと。
 - ②長距離を夢中で走るように、物事に集中している状態のこと。
- (2) 「多言無用」
 - ①内密の話なので、絶対に他の人に話してはいけないということ。
 - ②特に内密の話ではないので、他の人に話しても差し支えないこと。
- (3) 「季下に冠を正さず」
 - ①自分で一度決めたことは、例え何があっても変えてはいけない。
 - ②常に注意深く行動し、疑われるようなことはしてはいけない。
- (4) 「情けは人のためならず」
 - ①親切は、その人のためにならないので手を貸さないようにすること。
 - ②人に親切にすれば、巡り巡ってやがては自分に戻ってくる。
- (5) 「螻蛄の斧」
 - ①弱い者が、自分の力を考えずに強い者に立ち向かうこと。
 - ②力が弱くても、武器があれば強い者にも立ち向かえるということ。

3 次の文の（ ）に相応しい語句、または数字を下のA～Jから選び文を完成させなさい。

1. 日本における聴覚障害児教育は、1878年（明治11年）の（①）の設立により始まった。フランスやイギリスの聴覚障害児教育より（②）年遅れであったが、ここで初めて集団としての教育の場が保障され、手話の成立と発展がみられるようになった。
2. 我が国の手話サークルで一番古い歴史を持つのは、1963年（昭和38年）に京都市に誕生した（③）で、健聴者が手話を学ぶ手話サークルとしては日本で初めてのサークルである。病院に入院した一人のろう者と看護婦の交流がきっかけでスタートしたといわれている。
3. こうした手話サークルの誕生や手話に対する社会的認識の高まりにより、1970年（昭和45年）には国の補助事業として（④）が始まり、全国各地で手話講習会が普及した。
4. 一方、筆談によるコミュニケーションを主としていた中途失聴・難聴者も、東京を中心に手話への関心が高まり、（⑤）には、東京都主催による「中途失聴・難聴者手話講習会」がスタートした。これは、中途失聴・難聴者を対象とする、日本で初めての手話講習会であった。
5. 伝音系は「外耳」と「中耳」から構成され、感音系は「内耳」と（⑥）を伝える神経や感覚中枢から成り立っている。
6. 人工内耳は内耳に埋め込まれた（⑦）を使って、聴神経を電氣的に刺激し、音の情報を脳の中枢に届ける装置である。
7. 健聴者対象の手話講習会は手話の普及と（⑧）を主な目的としているのに対して、中途失聴・難聴者対象の手話講習会は、中途失聴・難聴者の（⑨）としての手話の学習を主な目的としている。
8. 聴覚障害者が自らろう者と感じるか難聴者と感じるかは、（⑩）やコミュニケーション手段で決まるわけではなく、その人のアイデンティティの問題とされている。

ア=ふくろう イ=手話奉仕員養成事業 ウ=50 エ=1985年（昭和60年） オ=100
 カ=電気信号 キ=聴力 ク=家族 ケ=磁極 コ=電極 サ=空気振動 シ=みみずく
 ス=1975年（昭和50年） セ=日本聾話学校 ソ=京都盲啞院 タ=手話通訳設置事業
 チ=手話通訳者の養成 ツ=コミュニケーション手段 テ=コミュニケーション支援

4 (1) 世界の出来事で、年代が古い順に1から5の番号を記入しなさい。

	国連障害者権利条約
	世界人権宣言
	女子（女性）差別撤廃条約
	国際人権規約
	児童（子ども）の権利条約

(2) 日本の出来事で、年代が古い順に1から5の番号を記入しなさい。

	障害者総合支援法成立
	介護保険制度開始
	障害者自立支援法成立
	支援費制度開始
	障がい者制度改革推進本部の設置

読み取り 1問 「子供と手話」

私は、45歳の時に失聴しました。

2人の子供はまだ小さく、上の息子が小1、下の娘は4歳でした。

息子は字が書けたので、筆談してくれましたが、下の娘は私が聞こえないことが理解できず、口でしゃべるだけでした。

私は必死で娘の口を読み取ろうとしますが、言われていることが分からず、娘を抱きしめて「ごめんね、ごめんね」と泣いてばかりでした。

ある時、何度も聞き返したら、ついに娘は痙攣を起こし「ママの馬鹿！」と叫び、家を飛び出してしまいました。

そんな娘が幼稚園に入り、ある日、私に手話で「ママ大好き」と表しました。

びっくりして聞いてみたら、先生から手話歌「世界に一つだけの花」と「幸せなら手を叩こう」を習い、その時に「ママ大好き」「パパ大好き」の手話表現も教えて貰ったそうです。

娘は、「ママ大好き」の手話が私に伝わり、私が大喜びしたのが嬉しくて、手話に興味を持ったようです。それからは単語を少しずつ覚えて、大学生になった今では、手話サークルに入り私以上の腕前です。

手話歌は、聞こえない人に意味が伝わらない等の意見もあるようですが、娘のように手話に興味を持つきっかけにもなるので、小さいときに手話歌を学ぶ体験も良いことだと思いました。

(1)～(5)の間に対する回答の番号を下の枠に書きなさい。

(1) 2人の子供とは？

- ① 小1の娘と4歳の息子
- ② 小4の息子と1歳の娘
- ③ 小1の息子と4歳の娘

(2) 娘に言われたことを何度も聞き返したとき、ついに娘はどうしましたか？

- ① 母を抱きしめ「ママ大好き！」と慰めてくれた。
- ② 痙攣を起こして「ママの馬鹿！」と叫び家を飛び出した。
- ③ 地団駄踏んで「ママ大嫌い！」と大泣きした。

(3) 娘が幼稚園で教えてもらった手話歌は次のどれですか？

- ① 「二人だけの世界」と「手のひらを太陽に」
- ② 「世界は二人のために」と「上を向いて歩こう」
- ③ 「世界に一つだけの花」と「幸せなら手を叩こう」

(4) 幼かった娘は、その後どのように成長しましたか？

- ① 大学に入り、手話サークルで手話を続けている。
- ② 今では、幼稚園で手話歌を教えている。
- ③ 大学生になり、手話を使わなくなってしまった。

(5) この人は、手話歌に対してどのように思っていますか？

- ① 聞こえない人には通じにくいので意味がないのではないか。
- ② 小さな子供に手話歌を教えるのは、とても難しいこと。
- ③ 小さいときの手話歌の体験は手話に興味を持つきっかけになる。

読み取り 2問 「補助犬の受け入れについて」

皆さんは「補助犬」という言葉を聞いたことがありますか。

補助犬とは、「盲導犬」「聴導犬」そして、

車いす利用者などをサポートする「介助犬」、この3種類の犬達のことです。

平成14年に「身体障害者補助犬法」が施行され、この法律により公共施設や交通機関、デパートや飲食店などは、補助犬の受け入れを拒否できなくなりました。

さらに、昨年施行された「障害者差別解消法」では、補助犬を同伴した身体障害者を拒むと「不当な差別的取扱い」と判断されることになりました。

「日本補助犬協会」が実施した調査では、現在活動中の補助犬は、

<盲導犬／968頭、聴導犬／67頭、介助犬／74頭>だそうです。

補助犬の訓練期間はそれぞれ一年間で、1頭育成するのに300万円以上の費用がかかりますが、補助犬として活動出来る期間は、2歳から10歳までの約8年間だそうです。

犬の年齢の10歳は、人間で言うと60歳位と言われます。

犬の短い一生を、私たち障害者の社会参加のために働いてくれるのですね。

3年後に開催される東京オリンピック・パラリンピックには、海外からも補助犬を伴ったユーザーが来日することが予想されます。

国内の補助犬受け入れ態勢を整備することは、緊急な課題でもあります。

(1)～(5)の問に対する回答の番号を下の枠に書きなさい。

(1) 平成14年に施行された、身体障害者をサポートする犬たちに関する法律は何ですか？

- ①「身体障害者保護犬法」
- ②「身体障害者介助犬法」
- ③「身体障害者補助犬法」

(2) (1)の法律をさらに後押しする、昨年施行された法律は何ですか？

- ①「道路交通法」
- ②「動物愛護条例」
- ③「障害者差別解消法」

(3) 現在活動中の補助犬は、それぞれ何頭でしょう？

- ① 盲導犬／968頭、聴導犬／67頭、介助犬／74頭
- ② 盲導犬／988頭、聴導犬／76頭、介助犬／74頭
- ③ 盲導犬／986頭、聴導犬／67頭、介助犬／44頭

(4) 補助犬一頭を育成するための訓練期間と費用はどのくらいかかりますか？

- ① 訓練期間は1年、費用は300万円
- ② 訓練期間は2年、費用は200万円
- ③ 訓練期間は2年、費用は100万円

(5) 東京オリンピック・パラリンピックまでに何が課題とってますか？

- ① 来日する身体障害者のために国内の建物をバリアフリーに整備すること。
- ② 来日する補助犬ユーザーのために国内の受け入れ態勢を整備すること。
- ③ 来日する補助犬ユーザーのためにボランティア態勢を整備すること。

平成 29 年度受講生選考試験 二次 面接問題

手話指導者養成クラス（中途失聴・難聴者向け手話指導）

試験官は受験者に対し、以下のテーマを手話で伝えます。

1. 中途失聴者・難聴者の受講生が、手話を学ぶにあたり、不安に思うことは、どんなことだと思いますか？
～それに対してあなたは、どのような配慮をしますか？
2. 中途失聴者・難聴者にとって、手話を学習することはどういう意味があると思いますか？
3. 中途失聴者・難聴者が使う手話と、ろう者が使う手話の違いは？
4. この講習会に申し込んだ理由は？